

評価にかかる今後の課題について

1. 検討項目

(1) 府省の評価報告書の在り方

今回調査・検討した府省の評価における評価報告書の実態(参考1)を踏まえ、標準的な報告書の形式、報告書の作成・公表・管理における留意事項等を明らかにする。

(2) 予算概算要求に先立つ府省の事前評価の在り方

今回調査・検討した府省の事前評価の実態(参考2)を踏まえ、政策評価(参考3)との整合性も考慮しつつ、今後の府省の事前評価の方法や時期について、拡充の方向で検討する。

(3) 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価方法の在り方

今回実施した総合科学技術会議の評価(参考4)を踏まえ、予算編成プロセスと連動して行う評価と、必要に応じて隨時行う評価について、その評価方法を明確化する。

また、必要に応じ、府省が実施する評価の実施状況の把握方法について検討する。

2. スケジュール

11月： 現状把握と在り方に関する議論

1～2月： 事務局原案に基づく検討

2～3月： 評価専門調査会案の作成

3月： 総合科学技術会議で審議・決定

必要に応じ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定に反映

評価報告書の構成状況

【継続課題】78件

項目	掲載件数	割合	経産省を除いた構成(46)		備考
			掲載件数	割合	
前文	41	52.6%	9	19.6%	
評価委員名簿	60	76.9%	28	60.9%	
審議経過	38	48.7%	6	13.0%	
評価結果の概要	39	50.0%	7	15.2%	
評価の実施方法					
評価対象	44	56.4%	12	26.1%	
評価目的	38	48.7%	6	13.0%	
評価者の選任	38	48.7%	6	13.0%	
評価方法	46	59.0%	14	30.4%	
評価結果					
必要性の観点	61	78.2%	29	63.0%	
効率性の観点	61	78.2%	29	63.0%	
有効性の観点	55	70.5%	23	50.0%	
総合評価	73	93.6%	41	89.1%	
プロジェクトの概要	55	70.5%	23	50.0%	
参考資料	38	48.7%	6	13.0%	

(注)府省から提出された評価報告書に基づき事務局で作成。

評価報告書の構成状況

【新規課題】86件

項目	掲載件数	割合	備考
前文	0	0.0%	
評価委員名簿	13	15.1%	
審議経過	0	0.0%	
評価結果の概要	0	0.0%	
評価の実施方法			
評価対象	0	0.0%	
評価目的	0	0.0%	
評価者の選任	0	0.0%	
評価方法	13	15.1%	
評価結果			
必要性の観点	86	100.0%	
効率性の観点	86	100.0%	
有効性の観点	86	100.0%	
総合評価	19	22.1%	
プロジェクトの概要	86	100.0%	
参考資料	9	10.5%	

(注)府省から提出された評価報告書に基づき事務局で作成。

府省の事前評価の状況

「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(第22回総合科学技術会議)において、今年度の評価を通じて得られた課題として、「予算概算要求に先立つ府省の事前評価の在り方」が掲げられており、来春を目途に検討を行うこととしている。

総額約10億円以上の研究開発の事前評価の状況を別添1に記載した。これらの事前評価の実態は次のようなものである。

事前評価においては、外部評価は殆ど行われていない。実施官庁の担当課が自ら行う政策評価(自己評価)として行われている。その際、殆どの実施官庁は、外部専門家・有識者からの意見聴取等を行っているが、外部評価者の意見がどのようなものであったかが明確でない。

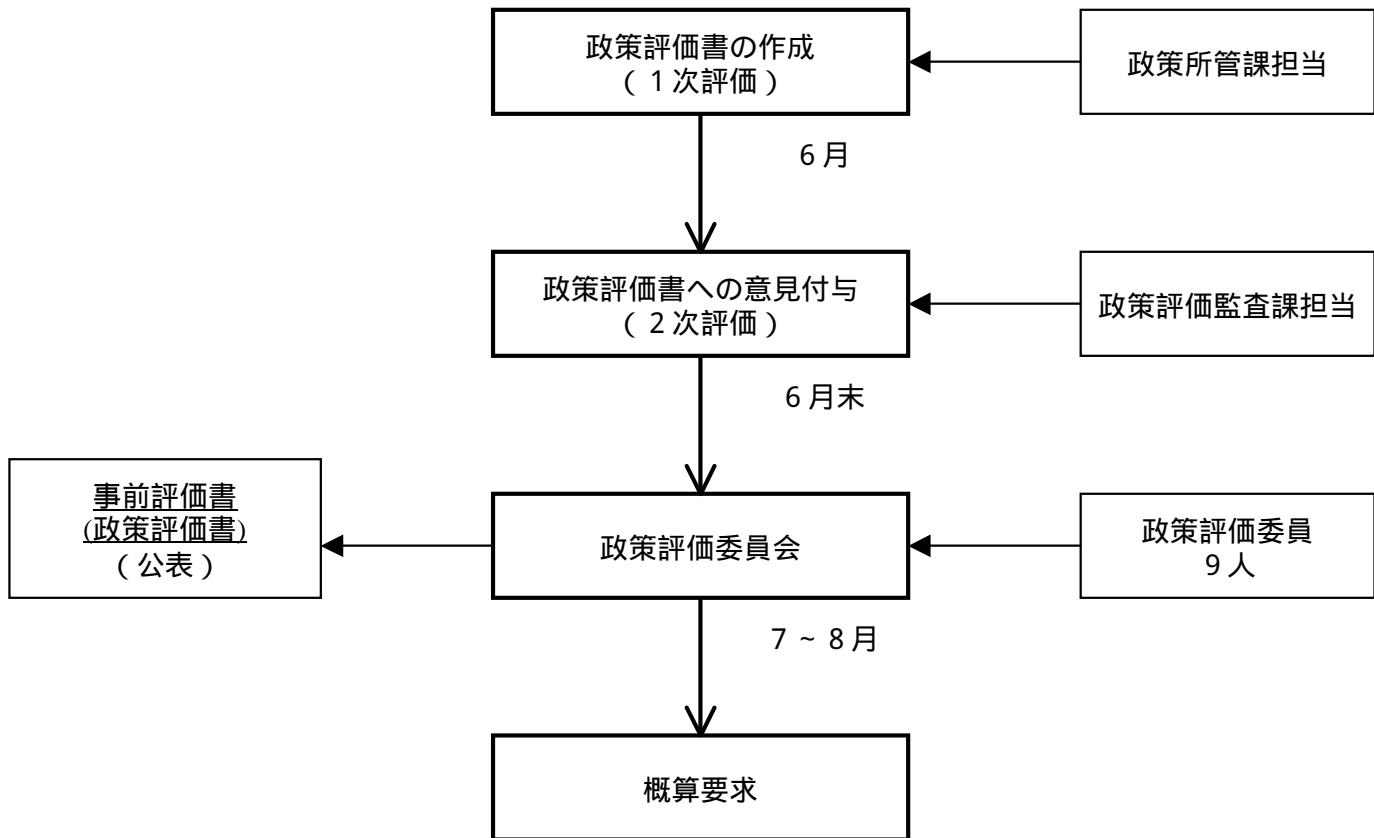
外部評価が行われ、その結果や意見が明確に示されているのは少数(農林水産省等)であった。

- 概算要求後に外部評価を実施する場合がある。

防衛庁

アウトプット（公表の有無）

評価者等



（注） 現在、上記評価システム（政策評価）とは別個に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づいた研究開発評価システムを構築しているところ（試行的に実施中）。今後、両システム間の調整を図っていく予定。

総務省

アウトプット

スケジュール

評価者等

各部局が外部から意見聴取をするなどして研究開発施策等の企画・立案

～8月

意見聴取
外部専門家
外部有識者

事前評価書
評価書は公表予定

外部意見等を参考にしつつ事前評価を実施

担当課

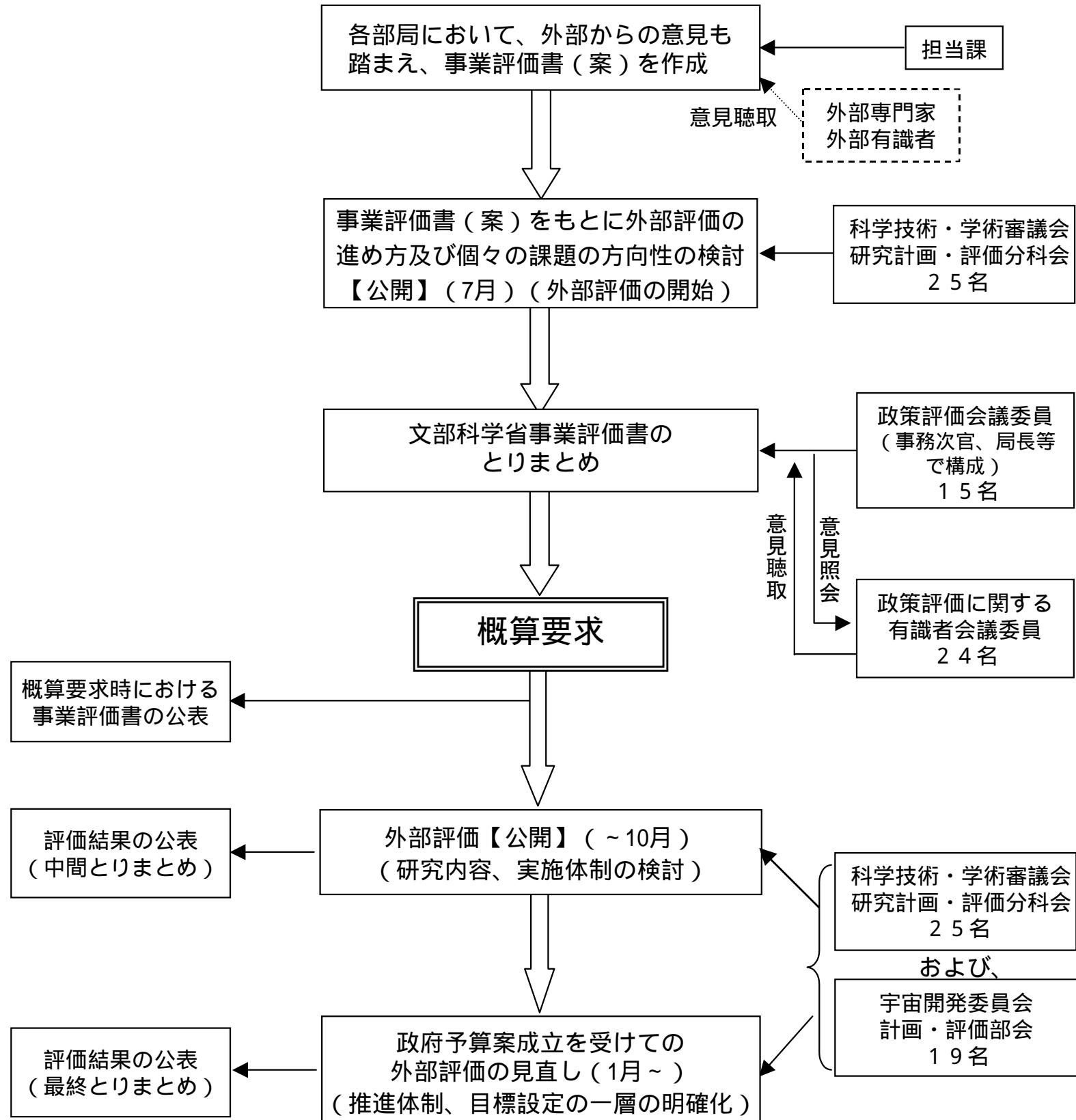
6月～8月

概算要求

文部科学省

アウトプット

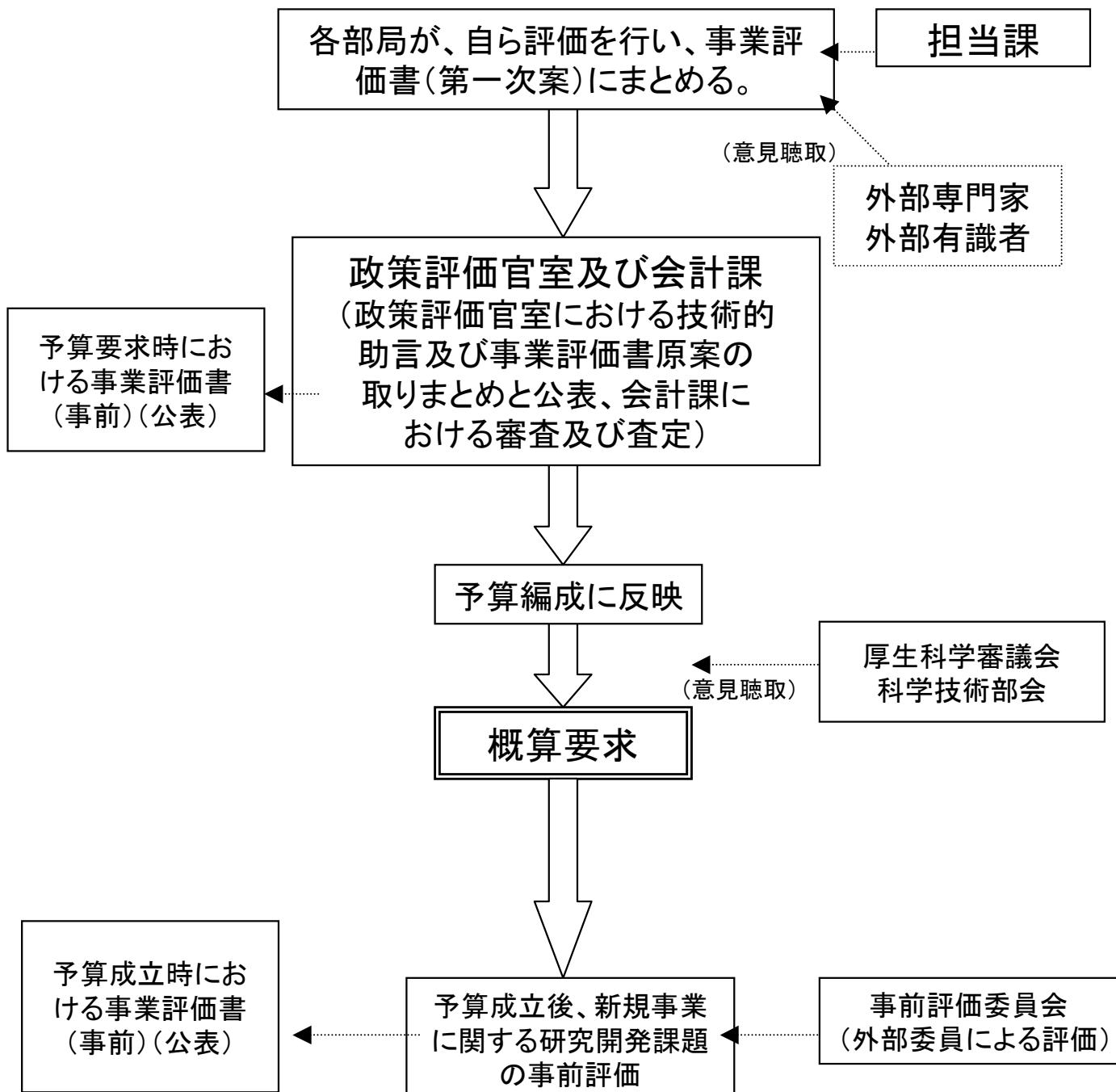
評価者等



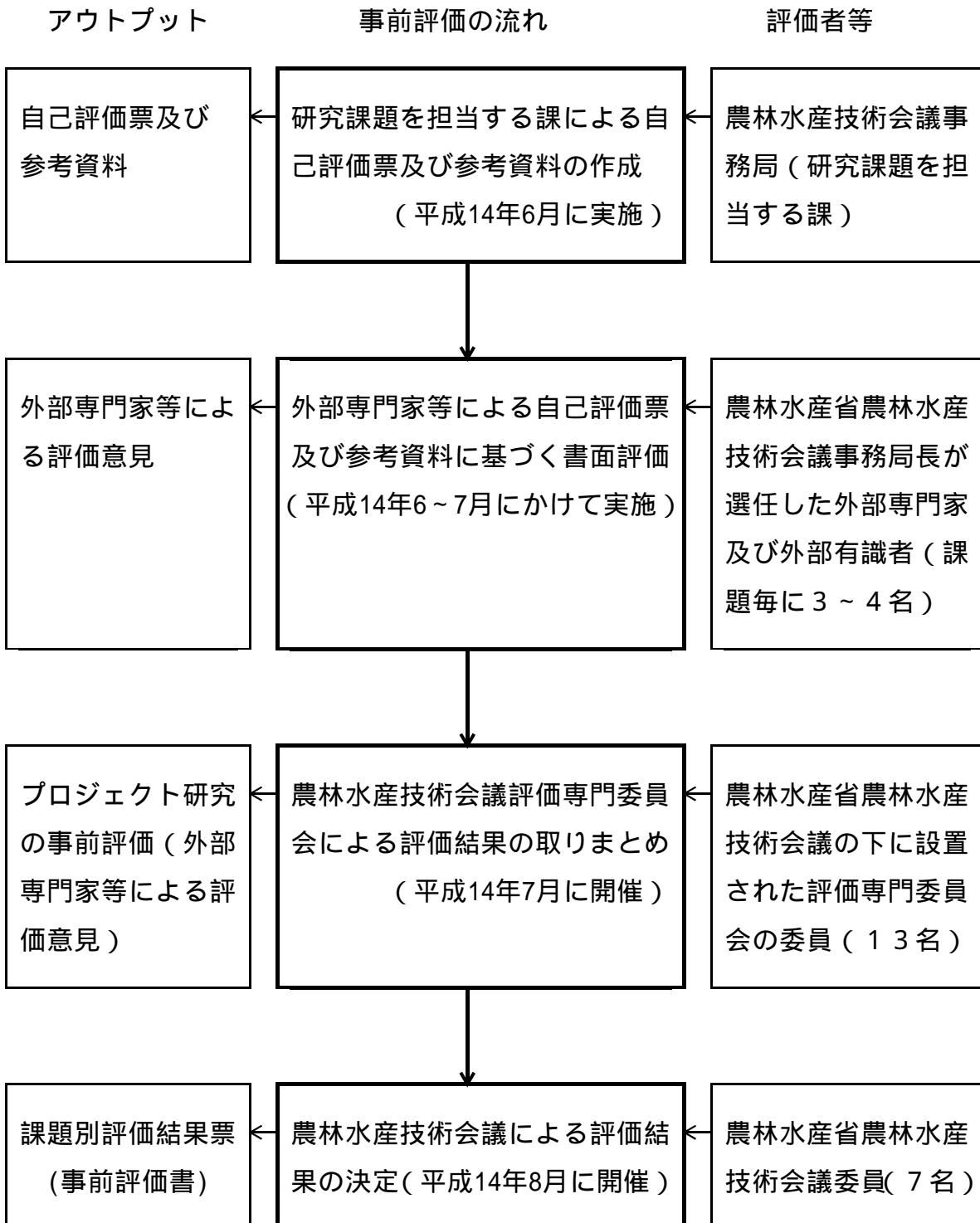
厚生労働省

アウトプット
(公表の有無)

評価者等



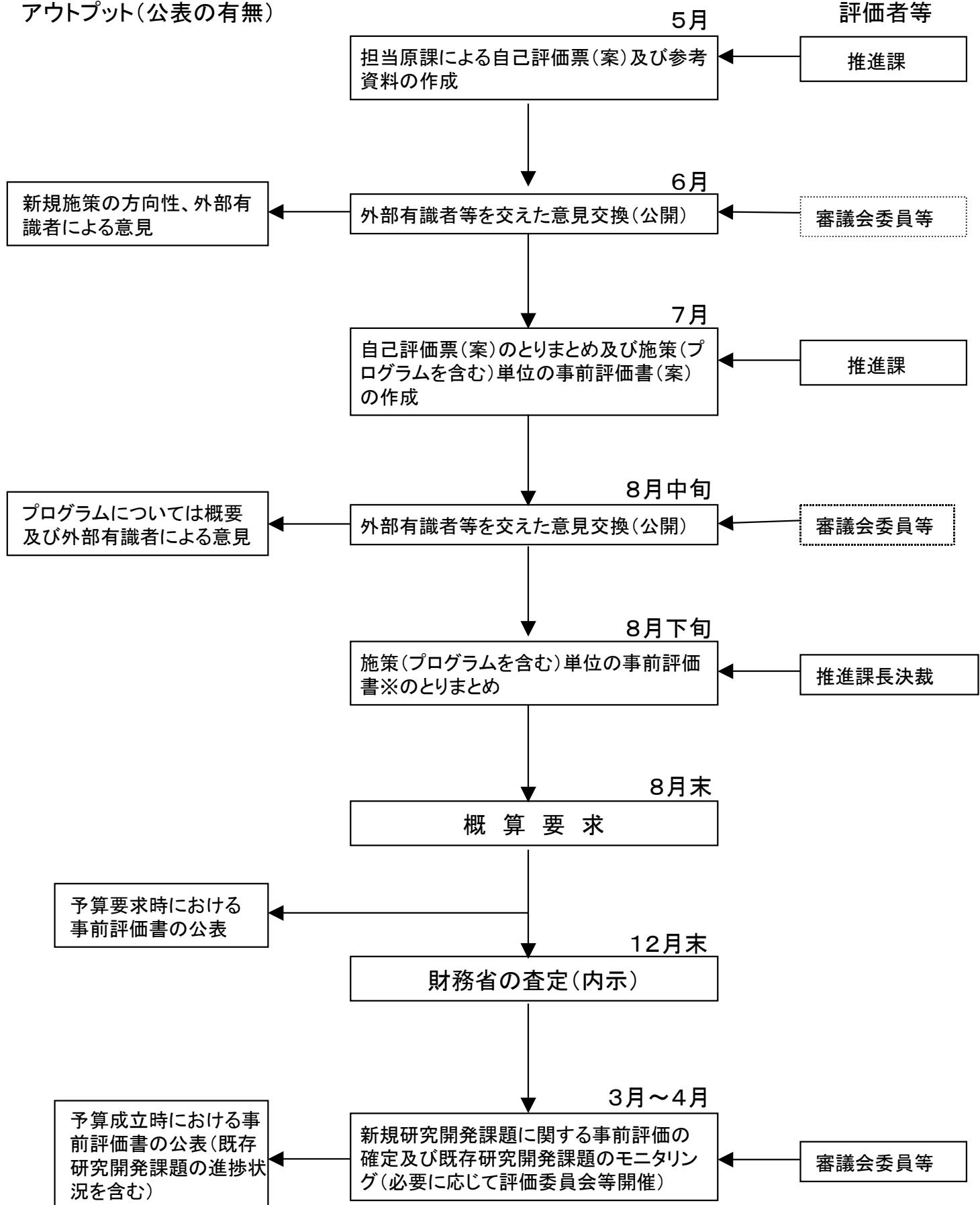
農林水産省



概 算 要 求

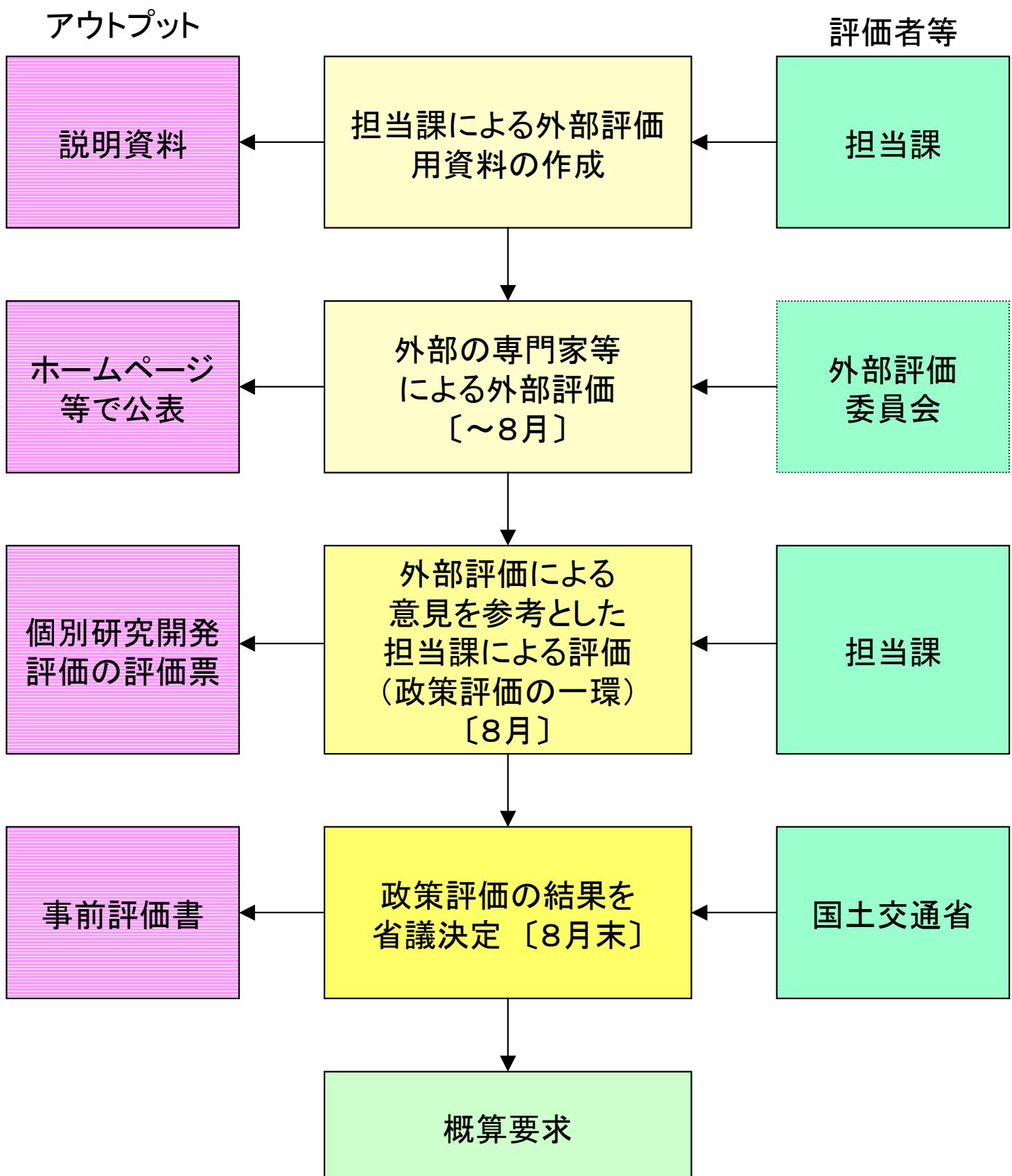
経済産業省

アウトプット(公表の有無)



(※個別研究開発課題については施策(プログラムを含む)の中で検討し、まとめられる。)

国土交通省



環 境 省

前年までに実施された研究開発課題の評価結果のフィードバック

評価者等

担当課室において、
評価用資料の作成

外部専門家等

意見と助言

外部専門家等からの意見聴取
に努めつつ自ら評価

担当課

評価の
取りまとめ

概算要求に結果を反映

研究開発課題の事前評価の在り方について規定しているものとしては、「国的研究開発評価に関する大綱的指針」【平成13年11月28日】及び「科学技術基本計画【平成13年3月30日】があり、以下のように記述されている。

(1) 「国的研究開発評価に関する大綱的指針」(p7)

第2章 評価実施上の共通原則

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 評価者の選任

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価を活用し、さらに民間等への委託による評価の活用も考慮する。

(2) 「科学技術基本計画」(p25より)

評価システムの改革

研究開発評価は、研究開発評価に関する大綱的指針に従い実施されているが、競争的な研究開発環境の実現と効果的・

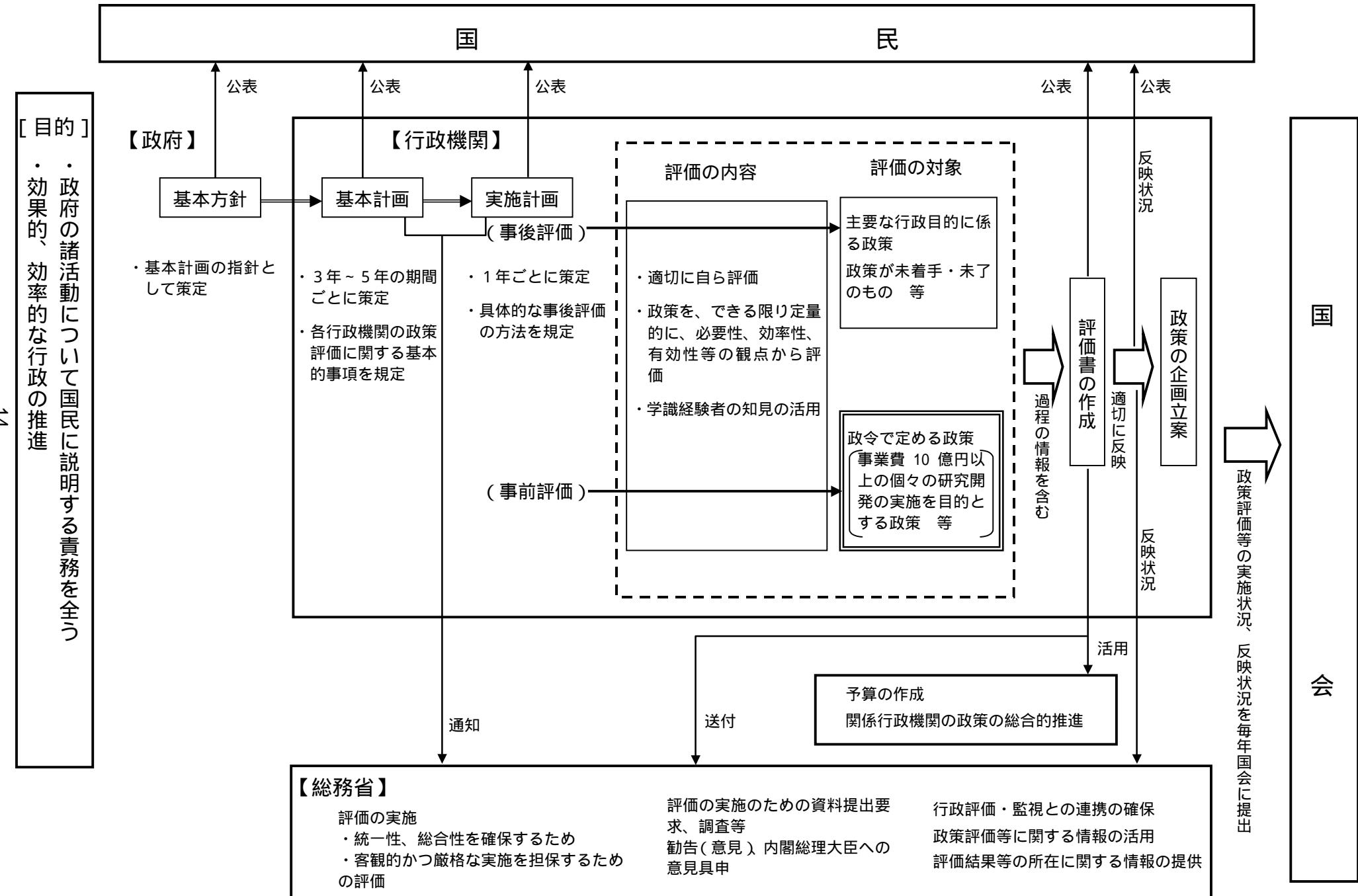
・・・・・・・・・・・・・・・

このため、以下のような事項を盛り込み、研究開発評価に関する大綱的指針を改定する。

(a) 評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映

研究開発課題の評価は、その課題の性格に応じて行う。評価は一律の基準で行うのではなく、研究課題、分野によって柔軟に対応する。とりわけ、政策目的に応じたプロジェクトや研究開発制度による課題については、第三者を評価者とした外部評価により、事前評価においては社会的・経済的な意義・効果や目標の明確性等の評価を、中間及び事後評価においては実施に当たって設定した具体的目標に対する達成度の評価を徹底する。また、競争的資金による課題については、原則として、独創性・先導性等の科学的・技術的視点については長期的視点を持つなど高い資質を有した専門家によるピア・レビューを行い、国際的水準に照らした質の評価を徹底する。・・・・・

行政機関が行う政策の評価に関する法律の概要



平成14年度 総合科学技術会議の評価と予算編成

参考4

総合科学技術会議

府省・研究機関等

平成15年度 政府予算原案

